十一月小

一日 水曜 雨 宇三度 [illegible]

二日 墨云 宇三度 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

三日晴 六十三度 [illegible]

一天長節 [illegible]

[illegible]

四日晴 六十度

五日晴 六十七度

一午ノ刻ニ十分ニ[illegible]

六日晴 [illegible]

一午ノ刻八分ニ[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

七日晴 辛三度

[illegible]入

八日晴 辛八度 [illegible] 辛度

[illegible]

九日晴 辛八度 [illegible] 辛度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十日晴 平度 [illegible] 辛度

十一日晴 平度 [illegible] 辛度

十二日晴 平度

十三日曇 四十九度

十四日晴 平度

[illegible]

東京府廳下

十五日晴 平度

慶応九辛酉　東京府廳下

十五日晴　辛酉

一武家伺書　[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

記

元治来申五月[illegible]

一家禄金三百九拾三両[illegible]

内[illegible]

[illegible]金四千九四[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

慶応元年十二月[illegible]

東京府[illegible]

一祠官印[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十七日晴

一

十八日曇

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十九日晴 中三度

一おは一献已上三献世話

御神山社四方拝 日天遥拝

二十日晴四十七度
霜降
一今日二位殿参内正殿御
座之間御下
書被遣之
一於内侍所御
ゝ清書
未刻
後年八十歳
士殿大所
書
一
霜降未刻
雪降ゝ
積ル
廿一日晴四十七度
霜降
廿二日晴四十七度
霜降
小雪ゝ
一今日二位殿参内年始
御礼
被遣口宣
廿三日晴四十三度
新嘉参御神
國祈

廿三日晴四十三度

一新蓮寺[illegible]國[illegible]門際

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

廿四日晴平二度

廿五日晴三十九度

廿六日晴平度

一[illegible]

廿七日曇平一度

一[illegible]

廿八日晴 寒原 平二度

一[illegible]

廿九日晴 寒原 平二度

一[illegible]

三十日晴 寒原 平四度

十二月大

一日金曜晴 四十三度

二日晴 寒原 平度 氷

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

二日晴 平度
薄雲 氷

三日晴 平七度
薄雲
[illegible]

四日晴 平七度

五日曇 平八度
[illegible]

六日晴 平度
雲 氷

七日晴 平七度
雲 氷
大雪ニ成ル入

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

八日晴平常度

九日晴平常度

十日晴平常度

十一日晴平常度

十二日晴平常度

十三日晴平常度

十四日晴平常度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十四日晴 平六度

十五日晴 平二度

十六日晴 平二度

十七日晴 平七度

定

祿 寒中奉之義

渡 御留守之義

件 土山武部

来廿日午前年寄出頃

可[illegible]

十六日 東京府廳

東京府廳

[illegible]

十八日晴 [illegible]十三度

[illegible]

十九日晴 [illegible]十九度

[illegible]

二十日晴 [illegible]十三度

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿一日晴 辛亥 氷七度

廿二日晴 辛子 氷七度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿三日晴 平安

廿四日 曇 平安

廿五日晴 平安

一年寿院殿[illegible]

一[illegible]

[illegible]

廿六日 曇 [illegible]

一[illegible]

[illegible]

廿七日 [illegible]

[illegible]

廿八日 晴 [illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿九日 晴 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿九日晴 半度

三十日晴 半度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

三千百疋 年度

一宮内庁書陵部蔵書 [illegible]

一十五才 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

明淳年丁丑一月大

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

明治十年丁丑一月大

一日月雇晴　朝之内雪降　午一度

一新年祝事中大略済御酒

[illegible]

二日晴　午一度

一午ノ刻ノ八分ニ出宅　三分後正ノ刻ニ帰宅

[illegible]

一午ノ九分ニ出宅　[illegible]

一午ノ九分後之式ノ刻ニ帰宅

一午ノ十分ニ所御之[illegible]

一雜煮

三日晴 辛巳度
雷鳴氷雪
一ゝ之所望之通 山城國祇園御霊
寺定ゝ如例

四日晴 辛巳度
一ゝ之所望解状

五日晴 辛巳度
小寒 午刻二分 二十四節

七日晴 辛巳度
一ゝ之所望之通 山城國祇園御霊
寺定ゝ如例

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

七日晴　四十度

八日晴　三十三度

九日晴　三十七度

十日晴 辛巳度 沐浴

十一日晴 辛午度 沐浴

十二日晴 辛未度

十三日晴 辛申度 沐浴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十三日晴 辛酉度
[illegible]

十四日晴 壬戌度
[illegible]

十五日晴 癸亥度
[illegible]

十六日晴 甲子度
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十七日晴 辛亥度

十八日晴 辛亥度

十九日晴 辛亥度

二十日晴 辛亥度

二十一日晴 辛亥度

二十二日晴 辛亥度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

辛酉晴 寒冷

二十三日晴 辛酉 水曜

[illegible]

二十四日晴 辛酉 水曜

[illegible]

二十五日晴 辛酉 木曜

[illegible]

二十六日晴 辛酉 金曜

[illegible]

二十七日晴 辛酉 水曜

[illegible]

廿六日雨 平安度

廿七日晴 平安度

廿八日晴 平安度

廿九日晴 平安度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

三十日晴 [illegible]度

孝明天皇御祭日[illegible]國旗

門除[illegible]

三十一日晴 [illegible]度

[illegible]

二月 平

一日 木曜 晴

四月 十九日 乙巳 朝 四十度

一方は[illegible]

中央[illegible]

二日 晴 陰 辛巳 四度

一方の[illegible]

[illegible]

一方は[illegible]

[illegible]

三日 晴 辛巳 水度

四日 晴 [illegible] 辛巳 三度

[illegible]

四日晴 平三度

六日曇 辛三度

七日雨 平三度

八日雨 平七度

九日晴 平六度

十日 曇 寒暖計 度

十一日 曇 寒暖計 度
一紀元節 [illegible]
一畏敬社 [illegible]

十二日 晴 寒暖計 度

十三日 晴 寒暖計 度

十四日 晴 寒暖計 度
一今日 [illegible]
一今日出火 [illegible]

十五日 晴 寒暖計 度
一出火 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十五日晴 二度 水尾

十六日晴 二度 水尾

十七日晴 四度 水尾

十八日晴 二度

雨水 午刻九分 [illegible]

十九日 [illegible] 二度

二十日晴 二度 水尾

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿一日晴 辛六度

廿二日晴 辛四度

廿三日晴 甲三度

廿四日晴 辛八度

廿五日晴 甲三度

廿六日晴 辛四度

廿七日晴 辛四度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿七日晴 辛酉度 氷雨

廿八日晴 辛酉度

一午刻[illegible]

三月大

一日 未晴 朝晴 [illegible] 辛酉度

二日 曇 辛酉度

三日晴 辛酉度

一[illegible]

一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一昨夜所々傳奏
[illegible]

四日晴辛巳度

五日晴雲 [illegible]
詩歌[illegible]

六日晴 [illegible]

七日晴 [illegible]

八日晴 [illegible]

九日 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

九日 曇 半五度

十日 曇 半五度

十一日 晴 半五度

十二日 晴 半五度

十三日 曇 半五度

十四日 曇 半五度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十五日晴 平度

十六日晴 平度

十七日曇 平度

十八日雨 平七度

十九日晴 平十三度

二十日晴 平十七度

二十日晴 四十七度

二十一日晴 東京府庭下度

二十二日晴 東京府庭下度

二十三日晴 東京府庭下度

二十四日 四十一度

二十五日 四十一度

二十六日 四十一度

二十七日 四十一度

二十八日 四十一度

二十九日晴 四十一度

三十日 四十一度

廿三日曇 東京府庭下度

廿四日雨宇度

廿五日晴半三度

廿六日晴半五度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿七日 雨 平一度

廿八日 晴 平一度

廿九日 晴 平九度

三十日 晴 平七度

廿三日晴　四半四度

[illegible]

四月小

一日晴　曇　四半二度　大隅屠　二月吉日不

一豊葦原社[illegible]武部[illegible]

二日晴　四半三度

一[illegible]

三日晴　四半二度

一神武天皇御祭日[illegible]國[illegible]

門際5寸[illegible]

一[illegible]

四日晴 雪千度

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

五日晴 [illegible]

六日晴 [illegible]

七日晴 [illegible]

八日晴 [illegible]

九日晴 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

九日晴 [illegible] 午刻七分晴 [illegible]

十日晴 [illegible] 午刻九分晴 [illegible] 止

十一日晴 [illegible] 午刻

十二日晴 [illegible] 午刻

十三日晴 [illegible] 午刻八度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十四日 曇 平九度

一 [illegible]

十五日 晴 平九度

一 [illegible]

十六日 晴 平七度

一 [illegible]

十七日 晴 平七度

一 [illegible]

十八日 雨 平十度

十八日 雨 平十度

十九日 曇 平二度

二十日 晴 平二度
穀雨午前八時卯分十秒

二十一日 晴 平度

二十二日 晴 平二度

二十三日 晴 平二度

一昨廿七日北方氏ヨリ請求給料之儀
社則第六条第二章ノ四文ニ依リ
相違之儀ニ付ノ前ノ條記ニ拠リ
昨年以来ノ分

石清水用道成

社則
上巻 第十六条ノ第二章
非常ノ災難ニ会シ社ノ損失ヲ補ハル時ハ金ノ社ノ
積金ヲ以テ支用シ若シ不足ル時ハ通例益金
内ヲ以テ之ヲ補フ可シ萬一投失莫大ニシテ
到底補金ヲ投失スルニ止ルノミ

二十日晴 午后

一今日北方氏ヨリ
[illegible]

廿四日晴 辛巳 二度

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿五日 [illegible] 辛巳 二度

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿七日 [illegible] 辛巳 二度

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿八日晴 [illegible] 辛巳 二度

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿九日晴 六十六度

一[illegible]

一[illegible]

三十日晴 六十七度

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

三日雲　辛　度

四日晴　辛　十二度

五日雨　辛　八度
立夏午後七時四十分

六日雨　辛　度
午刻雨止晴

七日晴　辛　十七度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

八日晴 [illegible]十四度

九日曇 [illegible]十二度

十日曇 [illegible]十四度

十一日晴 [illegible]十一度

十二日晴 [illegible]十四度

十三日晴 [illegible]十四度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十三日晴七十五度

十四日雨卒百度

十五日雨卒百十五度

十六日曇卒百度

十七日曇卒百十二度

十八日雨卒百十三度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十九日曇 [illegible]

二十日雨 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

一内[illegible]

廿三日晴[illegible]十二度

廿四日晴[illegible]十度

一[illegible]

廿五日晴 辛三度

廿六日晴 辛八度

廿七日曇 辛六度

廿八日晴 辛六度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿八日晴 辛六度

一[illegible]

廿九日晴 辛度

三十日晴 辛六度

卅日晴 辛六度

一[illegible]

六月小

一日 金曜 墨云 大陰暦 月字日乙巳

[illegible]

一日晴 辛四度

一[illegible]

三日晴 七十一度

[illegible]

四日晴 七十一度

[illegible]

五日曇 七十一度

[illegible]

六日 晴 七十九度

芝花午前一刻 [illegible]

一蓮寺会合 [illegible]

七日晴 六十七度

[illegible]

七日晴 午七度
一新院殿ニ[illegible]
一[illegible]
少[illegible]
一[illegible]

八日曇 午七度
[illegible]晴

九日雨 午三度

十日晴 午七度 入梅
一下[illegible]
[illegible]
一[illegible]

十一日曇 午八度
一午[illegible]
一午[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十二日 [illegible] 七十度

十三日 晴 七十度

十四日 曇 七十度

十五日 曇 [illegible] 七十九度

十六日 曇 七十度

十七日 雨 武家ヨリ食セズ朝夕飯一口ノミニテ食セズ朝夕刻帰ル

十八日 曇 朝中野氏ニ診察ニ行ク病者ハ早速薬ヲ調ジ帰ル 下痢シ労甚シ 昨日悪物ヲ食ス

十九日 晴 朝夕粥ヲ食ス 民部来ル 中野氏 午後診察ニ行ク 悪物ヲ食ス 慰病臥 [illegible] 午後診察ニ行ク 一周日 つ内女ノ略定ニ入ル 趣 [illegible] 保養 [illegible] 加茂 慰病臥 [illegible]

二十日 晴 朝夕粥ヲ食ス [illegible]

[illegible] 氏来訪 下痢 [illegible]

[illegible] 氏大ニ恐懼ス如

[illegible] 処ス [illegible]

[illegible] 早速 [illegible]

[illegible] 薬ヲ求ム [illegible]

[illegible] 全ク胸中ニ毒有リ [illegible]

[illegible] 薬ヲ服セシメ [illegible]

[illegible] 午後二時小便 [illegible]

[illegible] 先ヅ次第ニ海苔 [illegible]

迎ヘ診察ヲ求ム [illegible]

新酒 [illegible]

此ハ先ヒ次第ニ而ハ
迎ヘ被ニ召ヲ求ム
新酒肴生ものハ
吉中ものハ菓子
中ものハ此ニ付
薩摩山料ハ
朝山氏来訪
相談ニ而
一 肴料 二百疋 山口ゟ
白砂糖 十袋 朝山ゟ
玉串料 二百疋 小倉ゟ
菓子 壱箱
肴料 二百疋 山口ゟ
葛菓子 百 清瀧ゟ
昆布 一
肴料 三拾弐 藤島ゟ
肴料 二拾弐 鈴木
肴料 二百疋 山科
肴料 二百疋
菓子料 百疋 鴨脚
肴料 三拾弐 田中
三百疋
林兵庫殿
松井米之丞
稲垣秋八郎
桃井孝道
大野光吉
津村梅吉
中西次三郎
林文四郎
小船小八
貳百疋

為手多れ[illegible]

蝋燭壹箱　川村

同　同　平床安左衛門　村田正之助

同　〃　岡田善壽

茶　壹袋　三河屋

菓子一箱　小山

見舞人名

小佐治光方扶　朝山扶

鴨脚光忠扶　山口右馬扶

同　右常扶　小佐治右馬扶

為葬後室　朝山右馬扶

鈴木保重扶　川村扶

田中扶

林典之丞　大野夫婦

壹井米三郎　津村同

稲垣秋八郎　小船同

桃井孝治郎　林文忠同夫婦

大工文次郎　中西同

岡田扶　我孝又扶

平床扶　村田扶

山科扶　小山扶

二十一日晴

死去伺届　文隠居　土山武宗

吉野平日午後出村　死去仕度有

谷中神葬祭　墓地下理葬儀

同　同伺届　[illegible]

[illegible]四大区小川町拾六番地

東京府士族

[illegible]十年[illegible]

[illegible]務所[illegible]

谷中墓地[illegible]

土山武加[illegible]

明治十年六月廿日

工部省所管一墨田区

谷中墓地ヲ掘下願書

谷中墓地

一葬地

寺院

右私儀去ル武宗中年五十三年八ヶ月病歿ス

処本月廿日死亡致候ニ付神葬取行埋葬致

度候間本文地所ヲ墓地下度願奉

御願則相府可申渡也

第四大区十区

神田区

一葬地

土葬

土山武邸下

明治十年六月廿日

神田神社祠掌

鶴田常美下

谷中墓地

取扱申

前書之通相違無之候也

古区

扱所下

順天堂醫員大庵

死亡届

東京府下武蔵国豊島郡

下病

十年六月十日発病

同廿日午後剃髪

陸二由テ死去

土山武宗

五十三年八ヶ月

古市方陸施治之者ニ付再願書之通

許可致候也

東京府下四大区四小区

湯島岩日十三番地

右出病院順天堂医員

大庵富三下

明治十年六月廿日

東京府之事

横井左隆殿

如代三通順天堂ヲ受取古区役所出之

葬具等取扱ハ

松本政治郎

第四大区八小区

神田町拾六番地

東京府士族

土山武邸下

記

山川郡十二番地

山武郡

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月 埋葬場より送籠人に菓子を遣
扨又 御帰宅 鴨脚老悪相見 神官
入魂之祝詞を差上 拝礼出籠中口渇 十前
分来客へ酒肴を出 大谷々時々帰宅之事
長屋へ帰御用を送る

二十三日 晴

午前八時四分 東京裁判所より出張有 松本氏 葬具
東京裁判所 午前八時出張有 松本氏 葬具
士山氏宗 午前八時出張有 松本氏 葬具
山科島子見舞 午前八時出張有 松本氏 葬具
一弐拝料 平円 四十三銭 入魂トシテ金和尚ヲ出堂
八円三分 不幸入魂トシテ金和尚ヲ出堂
しる

二十四日 晴 正午八十四度

午前七時四分 島氏路ヲ出陸ヲ陸路ヲ
ヲ水路ニ行 陸文 不来

二十五日 晴 正午 八十三度

午前七時 朝宮行キ 小倉宗八 従藩井
祐徳長 北洲合 行
分東京裁判所 [illegible] 文士山氏宗死亡届ヲ
出ス 民事課出所 [illegible] 年陸一時迄待ツ
一時 [illegible] 洲入 [illegible] 油屋社会報 石坂周造 初十
名出頭 死亡届出 [illegible] 中立其処裁判官
八文 死亡致ス 相続人ハ文 [illegible] 相続受可申
[illegible] 入社 [illegible] 何年何月 [illegible]
南陽之処 凡ソ明治七年六月ト想恩 [illegible]
何月之義 遠ク遣ス 社中 [illegible] 中ハ 裁判官
然ト来ル廿七日入社 [illegible] 可 [illegible]
申出 且 谷 [illegible] 如何 [illegible]
処 和二於テハ文 [illegible]
[illegible] 中 廿七日 別 [illegible]
廿七日入社日之 [illegible] 共 [illegible]
谷之間 差 [illegible] 一時 [illegible]
[illegible] 家 [illegible]

二十六日 晴 正午八十四度

午後 [illegible] 神宮 [illegible] 田氏ハ行キ [illegible]
二分迄 [illegible] 料 [illegible] 迄 [illegible]
谷中埋葬地ハ墓 [illegible]
如 [illegible]

二十七日 晴 正午八十五度

午前ヶ村東京裁判所外国係
一級判事補小林恥小答弁書一通入社之
日之藤吉通書出ス 少社 三平分
市川廣三帰宅之事
午後公行秋山氏書記舎佐新助
来ル十一日帰ル

二十八日 晴 正午八十六度

午前一時鳥大路氏来ル過日より立帰被
澄書之或存数箇条り篠塚より
後篇と澄書之事九日和宅出又タ
新松入費之或き篠塚入費金額出之
可致旨申出ス 砂田ハ未額ヲ山宮ヶ
可差出申出 百今日篠宅ヶ拝賀之
由熟考可能申 即刻帰
午前二時伺氏ハ行キ日進
下腹痛し度ニ不例申出 中止
有リ十八幡前八幡町ヶ出張
宮ヶ行砂田ヶ談論之上 可受
武文ハ新松入費出金 到着 一通
村藤可致ニ是ハ澄之共ニ多ク迷惑
十達ニ可申旨有之ニ 帰路秋
山氏ヶ行キ十二時ニ帰宅之事
午後二時アリ秋山ヶ質問ヶ行キ会
羅島史ヲ受ケ利良書四七十銭出
ス四時半東京社ヘ行キ父ヲ要毎人ニ
一旦帰宅可致伝 由諸伺ハ尚之
諸達ニ以帰ル

二十九日 晴 正午八十五度

午前ハ時三分墓参之事
十時神宮祭 篠田氏来ル供物ヲ備
約十日祭ヲ行フ 神宮祭祝詞ヲ奏ス

三十日 晴 正午八十一度

早朝母墓参之事 帰路喜ハ駅氏
ヘ行ク 澄書ヲ清水サル処ヘ来リ 迎
清書ヲ出ス 神宮後者帰ル

三十日 晴 正午八十一度

早朝母墓参ニ手帰路書状ニ
八ツ行ト陰書ニ清水サル無ク共ノ通
達ニ付時帰宅ス

七月 正午八十四度

一日 晴 午後雷雨計ル八十六度

五時前ノ陰文書ニ大雨使以ケ来ル

二日 晴 午後雨模八十八度

午後ニ付頃十一号家作書主水師氏
来ル地料ヲ納ム即刻帰ル

三日 晴 朝霧深ク午後一時八十七度

午前六時八行陰書書
書ヲ求ム暫時後帰宅ス

午後[illegible]氏来訪[illegible]

[illegible]

二男帝[illegible]神宮[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四日 晴

午後八時五條殿ノ陰之書状手数有
後前ニ引ニテ帰宅ス

五月 晴 正午八十八度

午後 府医 [illegible] 甲斐守 [illegible]
[illegible] 七夕 [illegible]
[illegible] 日和 [illegible]
[illegible] 屋 [illegible] 馬 [illegible]
[illegible] 田氏 来 [illegible]
[illegible]

夕刻 [illegible] 移 [illegible] 大 [illegible] 又 [illegible]
雨数 [illegible]

六月 雨 冷気 正午 正午八十三度

一 [illegible] 行き [illegible]
持病 [illegible] 昨 [illegible]
[illegible] 行き [illegible]
[illegible] 上 [illegible]
[illegible] 帰宅 [illegible]
[illegible]

七日 雨 正午 六十三度

四等 [illegible]
午後 [illegible] 来り [illegible] 金 [illegible] 保 [illegible]
付 [illegible] 以 [illegible]
[illegible]

八日 晴 正午 [illegible]
午後 十時 [illegible] 来 [illegible]
鰻飯 [illegible] 大 金 [illegible] 来 [illegible]
[illegible] 移 [illegible]
[illegible]

九日 晴 微風 正午 八十四度

[illegible] 書簡 来 [illegible]
高坂 [illegible] 来 [illegible] 祝 [illegible]

十日 晴 正午 八十二度

午前 七時 [illegible] 行き 留 [illegible]
書 [illegible] 来 [illegible] 帰 [illegible]
[illegible]

[illegible] 正午 十一時頃 [illegible]
[illegible] 如 [illegible]
[illegible] 来り [illegible]
[illegible] 有 [illegible]
[illegible]

[illegible]

午後十一時頃内幸町[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]

十四日晴　正午八十八度

年始者毎年之例ニ付ハ出仕ハ不仕ハ何ニ寄ル可申ハ
面倉ヲ請ル筈ニ過日ハ
四位殿ニ第ニ且ハ
義則ハ
年寄書取
松永ハ二条殿ニ
ハ可申加様ニ
ハ
天社年月日ヲ可
石山社ハ入社年月日ハ

文化五年七月日ハ詳

右之通ニ有之ニ付也

文化十年十月

土山殿

右ハ帰宅朝ハ
ヲ退
殿
山本殿

一　森蔭栄義
月ハ知ル申又ハ
月十二日
且ツ
書
通

文化十年七月十日

宋常義
寺社奉行
殿

土山民部印

定約書

一　西倉社
但　
二枚

一　西倉社
但　
受可申
殿ヘ
右
文化十年
定書

一　西倉社
之義者

受可申事殿へ一切出来申
為其御届申上之為如
四月十日
御達書
一京都今般之産業
之義者御達申上置
第一之義先中庸
之上迷惑ハ
社法之節ハ
引続中共
征伐
山科宮
山科宮
山科宮撮

十五日 晴 四年 八十八度

午刻 山科卿 出張 御宅へ 陪堂五人
入り 今年 男性 奪吉 と 越後 新聞 ニ載
シル 成 是 事 行 ハ
松平 思 ハ
十 ハ 陸 迷 去 ヲ
午後 刑部卿 入来 共 ニ 花火 ヲ 見 ン ト
伴 達 ヲ 御 庭 ニ 取 り 近 ク 戦 事 模 ヲ 両 国 移 近 ク
立 錐 之 地 無 シ 川 中 怡 モ 陸 ノ 如 ニ 古 帰 除 難
者 所 中 庭 共 ニ 数 十 盃 ヲ 傾 リ 十 刻 帰 宅

十六日 晴 正午八十六度
午刻 御用 地 程 一 腰 ヲ 出 セ ル 平 異 ヲ 納 ス
御 作 式 入 来 表 ヲ 遣 物 御 式 之 数 ヲ 物 語 ス

十七日晴　平　八十六度

午前　内侍所御遷座来着

十八日晴　正午八十七度

午前公卿　殿上人四人　亟小臣　穢業　二丁目二番地
住吉安達　勅旨御　母　兄弟　住人請人
八伊東平　高部　住所　第一区　十一小区　神田上白
篠高所　年出地　代　人　鶴卵　献供
午後　老子　人　引上年　甘酒　志ヲ
誂　但一箱ニ付八重一　送ル也
午前　相良只人　来　料料　五十美　献供

十九日晴　正午八十八度

午前　高世　榊中及講書　菓子
御遷座

二十日晴　正午

午前公卿　安達勅旨　母共両人住居
庭ヲ出ル処　安達自御　伝　穢業　所地ノ庭
其ニ安達　人　差　ニ
二古左　事　ヲ記
御書　ヲ　ヲ

二十一日晴

午前公卿　神田部使　ヲ　ヲ　人　書状
穢業　老　殿　ヲ　ヲ　地　人
八百正　御寺子　書状
御寺　老　書状
老　書状
献迎　書状

二十二日

伊勢　十九日　地

西京　生　迎　送　品

輪王寺宮　慈性　慈性

八十五

吉代家

明年年首ハ十一月中
光氏四向移共

八十五
吉田家

但馬十九日地
西京住親籠へ遣知送り品ハ右通

二十二日晴

廿日堅典司参内ス
当月参内御休暇年ニ者地ハ風
習ニ従ヒ二日ハ以内ノ内
二日故西美濃ヲ以テ
所望ス
饗膳一献公卿ニ四方平篤親月堂
ヘ菓子ヲ献ス
出仕直ニ右ニ使ヒ当ル
饗膳ニ所従ハ柳料ノ多寡ニ
準ス以ハ平山平七平次ヒ
二十箇以下之ニ準ス
在京親属ヘ遣和歌與花之枝
給文依例献子一
領状書柳和歌 清水信定 吉田
謝儀猶惟子一ツ
領状一ツ柳和
一隔 朝山

自中納言
板倉一隅
板倉一隅
板倉一隅
山口饗大膳亮
勝間光長朝臣
藤島為近朝臣

二十三日 晴
朝廷行幸
柳殿
吉利民入来 酒肴ノ出
武家伝奏
吉田兼之卿
宇治ノ茶壺入来 酒肴ノ出

二十四日 晴
午前 中行幸 初午ノ日 入来

二十五日 晴
午前 行幸 伺候 御所ノ御警衛ノ人数 大内山ノ関所
使傳奏 ノ人数 行幸 御所ノ人数 差間
相ノ事 二条殿 ノ 志ノ 整ノ
午前十時 帰 内裏 午後 四時 帰
[illegible]

午前十時 朝 雨
帰 堺ノ者 ノ者 雨 十時 降
夷 天皇 民 ノ者 其ノ 稼 第七
[illegible]

二十六日 晴 雨不定
朝 [illegible]

二十七日 晴 雨不定

朝方より雲霧

二十八日 晴

朝八時過 鍋田氏ヘ行キ祭預料
五千疋 徳右ヘ 相撲料 十疋送り
昨日二十日事無キヤ 問ヒ度 何時
集候ヲ可知カ 以飛脚 新町ヘ 雨氣故
夕方 午後より入手ヲ約シ帰ル
午後一時 勝御殿ヘ 昨日入来 右中之見
舞ヲ為ス 唐三豆 到送 有書有
鍋田氏 午後二時ヘ来 供物ノ備ヘ 改敬
第五十日引上祭典執行之事 二氏ハ
酒肴ヲ出ス 四時 各退去ス

二十九日 晴 四十八度

朝八時 高野ヘ 五位ヘ 各地ノ端 茅町
二十日 於五条 豊新 豊新 陸奥
住居 東京府下平民 文部一等属 少輔
海 日人 ヲ 共 両人 当地ヘ 住居
午後 四時 中村 口 於 高地ヨリ
到来 即刻十七番 他ヘ 達ス
午後 六時 御事 二十分 聖上還幸ニ
両 旗 長 報 遣 口 行 ヲ 為 ル 到来
同 時 四分 十七番 地ヘ 達ス

三十日 晴 四十

朝 何 ヲ 書 聖上還幸ニ
新 聞 ヲ 新 橋ヘ 行キ 待ツ 二十時
午前十時 同 聖 天 ヲ 新
夜 今日 東京 人民 ノ 歓

場作案弾ニ非屋ハ利益の得大ナラ
ハ師ト相ハ[illegible]ト為シ事
所送リ到引移高行り
市利帰ル

三十一日 晴

朝[illegible]生徒 [illegible] 一国
銀行ヘ行キ [illegible]年十月 壱円
預ケノ利分年七百二百ノ利
有ル即八月円年戦[illegible]
壱円八預[illegible]書[illegible]十
[illegible]帰宅[illegible]
[illegible]年分 [illegible]
十[illegible]年分迄[illegible]
年前八月[illegible]氏当地ハ任
[illegible]届ヲ認メ[illegible]印ノ[illegible]ス
一面四之国[illegible]氏[illegible]
[illegible]ト推[illegible]

一八月年戦内庫ヘ入ル
[illegible]ノ[illegible]ハ内庫ヘ
戦ヤリ内百円八月一百円[illegible]
和一国ヲ銀行[illegible]年
七百二百ノ利[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
市月 額十四円 [illegible]六[illegible]
出額
利息八百六[illegible]
年[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用